

平成 2 7 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	平成 2 7 年 3 月 5 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 7 年 3 月 5 日 午後 5 時 4 2 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。平成 27 年小海町議会第 1 回定例会の開会にあたり、ご参集をいただきご苦労様です。月日の流れは早く、平成 27 年も早や 3 月となりました。昨年末から厳しい寒波が続いておりましたが、昨日は温かい風が吹き、弥生 3 月の声と共にようやく雪解けも進んで参りました。遅い信州の春ももう少しかなと胸を膨らませる次第であります。さて、昨年来、日本の人口が減少する、少子高齢化、大都市への人口流出により地方の自治体が消滅の危機にある。こういった事が大きな話題になっております。2040 年には全国で 896 の市区町村が消滅可能性自治体に該当するとも言われております。先頃行われた全国自治体の首長に対するアンケートにおきましても多くの自治体の長が危機感を抱いているとの報道がありました。そうした中で政府は、「まち、ひと、しごと」創生本部を立ち上げ、地方創生を図る。そして地方においては、それぞれの自治体が自身で創意工夫する地方版総合戦略の樹立が求められております。これにより国からの交付金が決まってくる。政府は、この様に言っております。従来の地方自治体への交付税のあり方が根本的に変わってくる。大きな転換点を迎えた中で本日開会する平成 27 年第 1 回定例会であります。小海町の新年度予算を始め、今後の行政運営にも少なからず影響があるものと思われまます。本定例会には、平成 27 年度予算を始め、26 年度補正予算及び各種条例の改正等が付議されます。</p> <p>議員各位におかれましては、慎重な審議、判断をいただきます様お願いをいたします。ただ今の出席議員数は 12 人でありまます。定足数に達してありますので、ただ今から平成 27 年第 1 回小海町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。</p>

<u>日程第1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第3番 篠原義従君、及び第4番 篠原憲雄君を指名いたします。</p>
<u>日程第2 「会期の決定」</u>	
議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきましては、去る2月18日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 篠原恒一 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の平成27年第1回小海町議会定例会の運営につきましては、去る2月18日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、報告事項2件、人事案1件、規約条例案12件、当初予算案6件、補正予算案6件、請願2件の合計29件であり、会期は本日より3月20日までの16日間とする案を作成いたしました。なお、本日の昼休み12時30分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。一般質問の通告は7日、議案質疑後午後5時までとしますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ13日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月20日までの16日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>したがって本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとお</p>

	りであります。
<u>日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」</u>	
議 長	日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 町長、新井寿一君。
町 長	皆さんおはようございます。昨年の2月の様な想像をはるかに超える記録的な大雪には見舞われませんでした。例年より早く12月から厳しい寒さが続いた冬もようやく過ぎようとしております。そして待ちに待っていた春を迎えようとしているところでございます。1月には過激派組織イスラム国による日本人人質に対する残虐行為、あまりにもむごい仕打ちに言葉も失いました。テロの脅威がもはや遠い国々の話ではなくなった事を思い知らされました。戦後70年、平和主義に徹してきた国民からすれば、にわかに理解しがたい事態となり、外国で暮らす日本人や観光客、そして2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催され、年々日本を訪れる外国人観光客が増加し続ける中、あらゆる事を想定して警戒を強めていかなければならないという時代が来たと強く感じております。戦いは負の連鎖をもたらし、なかなか終わりがありません。そんな日本国民を狙ったテロの危険が高まる中、かつてない厳戒態勢の下で、2月22日に行われました東京マラソン、約3万6千人が無事に東京都心を駆け抜けました。しかし、今後いつ、どこで、何が起きるか分かりません。あらゆる想定をして万全を期す必要があると強く感じております。それでは平成27年第1回定例会開会にあたりまして、平成27年度に臨む施政方針と本定例会上程案件の包括的なご説明を申し上げます。まず、施政方針から申し上げます。本日ここに、平成27年小海町議会第1回定例議会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただきまして、定刻に開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。平成27年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民皆様方のご理解をいただき、そして、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の二期目がスタートして、初の本格的な当初予算編成となりましたが、新たなる情熱で町民の皆様と共に更なる町の発展を目指して、一生懸命邁進することを先ず、お誓い申し上げます。当然ではございますが、選挙戦で訴えて参りました五つの政策の実現と、昨年決定いただきました「長期振興計画（後期計画）」を基本に、新たに取り組む「地方創生（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に取り組んで参ります。地方創生総合戦略策定につきましては、2月に町長

以下課長等をメンバーに推進本部を立ち上げ、町の総合計画と深い関係がありますので、広く町民の皆様の意見を伺う場として、長期振興計画審議会を有識者会議と位置づけ、合わせて、優良事例の発掘や紹介、調査・技術情報提供などを目的に外部アドバイザーを導入し、人口減少の鈍化、定住促進など実効性のある目標と施策を速やかに作成して参ります。本事業推進にあたりましては、南部広域・郡・そして佐久広域・県と連携協力し、共にしっかり取り組んで参ります。3月1日の信濃毎日新聞で市町村の消滅、県内8割が危惧と報道されました。昭和31年小海町が発足以来、人口減少、町の活性化対策に歴代の理事者、議会議員共々力を注いで参りました。私もこれまで子育て支援、定住促進等の政策を進めて参りましたが、これからも重要課題として取り組んで参ります。小海町の消滅は、町村合併か都道府県を道と州に再編する道州制以外には、あり得ないと考えております。人口の減少を鈍化させる、そして人口に見合った行政を推進し、町民の皆様が小海町に住んでいて良かったと思われる町づくりを進め、特に地方創生の議論の中では、とかく人口減の数字ばかりが先行し、地方消滅・限界、消滅集落などと危機ばかりが叫ばれていますが、人口確保も大切ですが、人口減との葛藤と闘い、どんな小さな集落でもそこに住み生きようとする人々の心、共に生きてきた隣人・仲間と住み慣れた地域で一生活み続けたいというその気持ちを大切に、温かい町づくりを目指して参ります。小海町の平成27年度予算は、一般会計当初予算は35億8,200万円で、前年度比3億3,700万円10.4%の増額となりましたが、本定例会に補正予算で提案させていただきます地域住民生活等緊急支援のための交付金事業によるプレミアム付商品券発行事業等及び(仮称)北牧学習館建設工事関係事業と一体的に編成し、切れ目なく執行していくこととしております。まず、(仮称)北牧学習館につきましては、10月1日オープンに向け改修工事を進め、また、体育館・プール解体等の周辺整備、共同作業所「ひまわり」移転等の関連事業を着実に推進し、幼児から高齢者まで多くの町民が集う賑わいの場として参ります。本年2月26日に茨城県大洗町と友好都市協定を締結いたしました。海と山、両町でできるものから具体化を進め、子どもから大人まで両町民が徐々に交流を深め、小海町の活性化に資するよう、未永く素晴らしいお付き合いとなるよう進めて参ります。平成27年度の主な事業は、新たに土村地区に若者定住促進住宅の建設、保育料の見直し、2歳未満児へのオムツ費用助成事業、小学校町単クラス編成、高校生通学補助開始など、より子育てしやすい町を目指して、新たな事業を開始いたします。また、中部横断自動車道が29年度中には八千穂まで供用開始となります。それに向けて、周辺地籍での住宅用地等の開発等につき

ましては、ゼロ予算ではありませんが調査を進めて参ります。

継続事業につきましては、集落再生支援事業・社会資本整備事業等による生活基盤の整備、間伐推進・鳥獣被害対策などの農林業の推進、住宅リフォーム助成事業等による商工業の振興、交流人口の増と町の活性化を目指した観光の振興、農業集落排水の公共下水道への繋ぎ込みなど、引き続き、子どもから高齢者まで、全ての町民が健康で明るく暮らせる福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施をして参ります。こうした中、編成した平成 27 年度の予算規模は総額 51 億円となり、26 年度当初予算が骨格予算であったことから、4 億 3,060 万円、9.2%の増額となりました。その内訳は、一般会計 35 億 8,200 万円、国民健康保険事業特別会計 6 億 2,330 万円、介護保険事業特別会計 6 億 3,310 万円、後期高齢者医療特別会計 6,900 万円、農業集落排水特別会計 8,040 万円、水道事業会計（収益的収入合計）1 億 1,220 万円、合計 51 億円となりました。次に各款・会計ごとにその概要を申し上げます。最初に歳入予算について申し上げます。町税は、町民税においては個人、法人とも増額を見込みましたが、固定資産税が評価替えの影響により減収見込みとなったため、前年度比 0.3%減の 5 億 3,653 万 4 千円を見込みました。地方交付税は、国の地方財政計画では 0.8%の減額とされておりますが、予算編成上の調整を行い、前年度比 2.2%、3,400 万円増の 15 億 7,000 万円を計上いたしました。国庫支出金は、臨時福祉給付金の減と道整備交付金小倉原線の事業減少により 3,116 万 4 千円減額の 2 億 347 万 1 千円を見込みました。県支出金は、青年就農給付金事業、土地改良維持管理適正化事業、多面的機能支払交付金、国勢調査、県議会議員選挙等を見込み 1 億 4,302 万 5 千円を計上いたしました。財産貸付収入は、小海原ソーラー発電用地貸付料として 215 万 8 千円を見込みました。繰入金は、若者定住促進住宅建設事業や（仮称）北牧学習館の整備完了にむけた事業、農業集落排水の公共下水道への繋ぎ込み事業等に充てるため、地域振興基金・財政調整基金あわせて 1 億 8,400 万円の基金繰入を計上いたしました。町債は、過疎対策事業債において、若者定住促進住宅建設事業、新斎場建設負担金、農集排接続工事、県営中山間整備事業、防火水槽整備事業、町道改良整備事業、本間・鎰掛公民館耐震化工事等に充当し、ハード事業で 1 億 9,600 万円、ソフト事業で 5,500 万円、合計 2 億 5,100 万円を計上いたしました。交付税を補填するための臨時財政対策債は 23.8%増の 1 億 1,500 万円を計上いたしました。次に歳出につきまして申し上げます。先ず、議会費でございますけれども、議会費の総額は 7,337 万 8 千円を計上し、前年に比べ 5.2%の増額となりました。主たる要因は、議員共済会給付費の増額によるものです。内容につ

きましては、議員報酬、事務局人件費、各委員会や議会だよりなど議会活動に要する経費で、新たにホームページへの音声配信制作費用を計上いたしました。次に総務費でございますけれども、総務費の総額は3億9,642万4千円を計上し、前年に比べ11.0%の増額となりました。主たる要因は、前年度が骨格予算であったことから、集落再生支援事業を当初計上したことによるものです。総務管理費では広報費で、防災行政無線が聞こえにくい地域解消のため、屋外子局を増設するとともにバッテリー交換工事を行い、防災・行政情報が的確に届くよう整備を進めて参ります。企画費では、子育て世代住宅取得助成事業とインターンシップ事業を新たに計上し、移住・定住促進を図って参ります。地域振興費では、「地域の課題は地域と行政の協働で」をキーワードに、地域の維持、活性化に向けた集落再生支援事業を引き続き実施して参ります。戸籍住民登録費では、番号法の施行に向けたシステム改修費を計上し、10月からの付番通知事務開始に向けて広報等により周知して参ります。選挙費につきましては、4月に県議会議員選挙、5月に千代里財産区議会議員選挙、来春には本村・中村・土村財産区議会議員選挙の選挙が予定されております。統計調査費では、人口の現況をしっかりと捉えるための5年に一度の国勢調査が10月1日を基準日として行われます。基幹統計として最も重要な調査であり、また調査結果は町の財政運営に大きく影響することから、適正な事務を進めて参ります。次に民生費でございます。民生費の総額は、7億1,579万円を計上し、前年とほぼ同額となりました。主たる要因は、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金の減と地域活動支援センターの移転整備事業によるものです。社会福祉費では、地域活動支援センターひまわりの移転整備費を計上し、利便性の向上を図り運営して参ります。また、タクシー利用助成事業は対象者の年齢を70歳から引き下げると共に、利用可能枚数を36枚とし、制度の充実を図って参ります。児童福祉費では、子ども・子育て支援新制度の下での保育所運営に際し、保育利用料の見直しを行い、また保育士を1名増員するなどして未満児保育の充実を図ります。児童を持つ保護者の経済的負担軽減のため、新たに2歳未満児へのオムツ費用助成事業を開始し、継続事業である子育て応援クーポン支給事業、児童館運営事業とあわせて子育て家庭への積極的支援を進めて参ります。次に衛生費でございます。衛生費の総額は、4億6,311万2千円を計上し、前年に比べ31.2%の増額となりました。主たる要因は、佐久市の新斎場建設負担金の増額と若者定住促進住宅建設事業などによるものです。保健衛生費では、最終年度となる在宅医療介護連携拠点事業を継続実施し、効率的で効果的、きめ細かなサービス提供体制の実現を図ります。

また、引き続き健診事業や予防接種を赤ちゃんから高齢者の方まで隙間なく実施し、町民の皆さんの健康保持に努めて参ります。生活環境費では、一般廃棄物処理につきまして、引き続き減量化と資源化に努めるとともに、本年度から全町において生ごみの収集を開始いたします。住宅管理費では、若者定住促進のため土村地区に集合住宅を建設し、若者定住を促進して参ります。町営バスにつきましては計画的な整備を行い、引き続き安全運行に努めて参ります。続きまして農林水産費でございます。農林水産費の総額は、2億2,707万円を計上し、前年に比べ66.6%の増額となりました。主たる要因は、公共下水道への繋ぎ込み事業費の増額によるものです。農業費では、土地改良施設適正化事業として星見ヶ池の修繕工事を行います。県営中山間整備事業は引き続き農道舗装2ヵ所を予定しており、広域農道整備事業は、一区切りの年度として実施されます。多面的機能交付金事業は、今年度から全町的に5年間実施を予定しています。また、地方創生地方版総合戦略の中で新規就農者支援をはじめ農林商工等全ての分野での雇用増になる支援策を検討して参ります。農業集落排水事業の南佐久公共下水道への接続、加入につきましては、平成28年4月までの繋ぎ込み開始を目指して参ります。林業費では、森林づくり県民税を活用し環境整備及び緩衝帯整備を実施すると共に、鳥獣被害対策として引き続き進入防止柵の補助支援を継続し、今年度から新に駆除隊員を委嘱し有害鳥獣駆除対策に取り組んで参ります。次に商工費につきまして、商工費の総額は、2億8,546万円を計上し、前年に比べ2.1%の増額となりました。主たる要因は住宅リフォーム補助金の当初計上によるものです。商工業振興費では、商店街づくり調査等の報告を受け、商工観光業振興審議会でご審議いただき、商工業の活性化のため支援策を検討して参ります。住宅リフォーム助成事業につきましては、実施主体を小海町商工会として継続実施して参ります。観光費では、観光ルートマップ配布など銀座ナガノ等を中心に関係団体と共同で宣伝活動に取り組んで参ります。八峰の湯につきましては、健康増進、地域振興、交流人口の増加に寄与することを目的に運営して参りましたが、利用者、売上の減少が続いております。温泉運営委員会と共に経営のあり方を検討し、多くの皆様に満足して頂ける施設を目指して参ります。次に土木費でございます。土木費の総額は、2億5,951万7千円を計上し、前年に比べ7.9%の減額となりました。主たる要因は、道路拡幅改良工事の減によるものです。道路維持費では、道路法施行規則の改正により橋梁・トンネルについて5年に1回の定期点検が義務付けられました。町内99橋の点検について専門のコンサルタント業者に委託実施して参ります。地区要望等につきましては各区長さんと密な協議

をし、仕分け基準により順次に対応して参ります。道路改良舗装費では、道路改良1カ所、道路改良測量設計4カ所、橋梁修繕4橋の実施して参ります。県事業につきましては、馬流居久保沢第1砂防工事の早期着工、国道141号道路兼用側溝等の整備、県道川上佐久線の道路拡幅改良、県道松原高原線の拡幅改良など引き続き県に強く要望して参ります。また、中部横断自動車道早期実現に向け、県・近隣市町村と共に整備促進活動を進めて参ります。次に消防費についてでございます。消防費の総額は、1億4,484万5千円を計上し、前年に比べ2.9%の減額となりました。主たる要因は、消防本部指令センター整備に係る負担金の減によるものです。非常備消防費では馬流地区に防火水槽を新設するほか、引き続き消火栓ホースの更新等を行って参ります。また、平成28年度には、消防団ポンプ操法・ラッパ吹奏県大会が小海町で開催することが内定いたしましたので、その準備を県、関係者と共に進めて参ります。続きまして教育費でございます。教育費の総額は、4億3,577万4千円を計上し、前年に比べ27.8%の増額となりました。主たる要因は、(仮称)北牧学習館開館に向けた整備費を計上した事によるものでございます。小学校は統合して4年目を迎えます。引き続き町費加配等による一人一人に寄り添う教育環境づくりを行ない、確かな基礎学力の向上や個別支援の充実、安心安全な学校運営を進めて参ります。また、高校生等のJR通学者に対しては、新たに通学補助制度を創設し、進学に伴う教育費負担の軽減を図って参ります。社会教育は、10月の(仮称)北牧学習館開館に向け、体育館、グラウンド周辺の整備を進めるため4,450万円を計上し、新たに公民館費に(仮称)北牧学習館関連備品4,800万円と施設の管理運営に伴う経費1,614万1千円を計上し、円滑な運営管理に向けた準備と多くの町民の皆様に来館して頂けるよう事業推進を行って参ります。また、災害時の避難所となる地区公民館の耐震化事業につきましては、鎰掛、本間公民館の耐震化工事を実施するため2,500万円を計上いたしました。社会体育では、中部横断自動車道建設発生土埋立により再整備の終わった総合グラウンドの運営管理費を計上するほか、大洗町との友好都市交流事業として、小学生を対象とした夏休み体験こども教室を実施します。また、スケートセンターは昨年に引き続き、リンクの修繕工事に865万円を計上し、施設の老朽化対策を行って参ります。次に災害復旧費でございます。災害復旧費の総額は100万円を計上し、前年と同額に通常費用を計上いたしました。続きまして公債費でございます。公債費の総額は5億7,463万円を計上し、前年に比べ1.1%の増額となりました。起債の償還は、元金返済が一時的に増加しました。次に特別会計につきまして申し上げます。国民健康保険事業特別会計予算の総額は



6億2,330万円を計上し、前年に比べ15.9%の増額となりました。主たる要因は、保険財政共同化事業の拡大によるものです。医療費の動向は、昨年の医療センターの開業等により高めの水準で推移する事が予想されます。国民健康保険税の賦課につきましては平成26年分所得等の確定する6月に税率等の改正をお願いしますが、税率の引き上げは避けられない見込みとなっております。市町村国保は、平成30年から県単位の広域化が予定されていますが、引き続き医療費の適正化に努めて参ります。次に介護保険事業特別会計でございます。介護保険事業特別会計予算の総額は、6億3,310万円を計上し、前年に比べ1.5%の減額となりました。主たる要因は、保険給付費の減少によるものです。本年度は第6期介護保険計画の初年度にあたり、第5期まで給付実績、国の制度改正等を考慮し、介護保険料については、基本額で9.7%の引き上げとなりました。第6期では、法定化された4事業をはじめ、既存事業の充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目指します。次に後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療特別会計予算の総額は、6,900万円を計上し、前年とほぼ同額となりました。保険料率改定の第2年度にあたりますが、引き続き広域連合との連携を図り、安定した制度運営に努めて参ります。次に農業集落排水特別会計でございます。農業集落排水特別会計予算の総額は、8,040万円を計上し、前年に比べ51.4%の増額となりました。主たる要因は、公営企業債の繰上げ償還によるものです。南佐久公共下水道への接続・加入に伴う管路等の修繕やデータの移行、処理場の清掃等を実施し、あわせて公営企業債の繰上げ償還を行い、平成28年度でこの特別会計を廃止にする予定で進めて参ります。次に水道事業会計でございます。水道事業会計予算の収益的収入総額は、1億1,220万円を計上し、前年に比べ0.2%の減額となりました。主たる要因は、給水収益の減少によるものです。建設改良費では、本間川配水池移設工事に付随し電装関係費や配水管敷設工事を予定し、引き続き馬流配水池の修繕調査設計を実施して参ります。広域農道改良に伴う配水管敷設替工事は引き続き補償工事として実施して参ります。長期的に健全で安定した経営を目指すと共に、安全で安価な飲料水を安定給水できるよう努めて参ります。最後になりましたが、地方創生の推進や効率的な行政運営には、佐久広域・南佐久郡・南部広域など近隣市町村との連携が欠かせません。信頼関係と協力により、互いに地域住民の福祉の向上を目指して参ります。そして、町政を執行するにあたり、ぶれることなく、町民が主役、約束したことを誠実に実行していくと共に、不断に湧き上がる諸課題に、議会の皆様方を始め、町民の皆様方の深いご理解とお知恵とお力を頂戴し、その実現と解決に

「昨年よりも今年」の気持ちで、職員一丸となって、公平・公正に誠心誠意努力し、予算を執行することをお約束申し上げます。以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、議員各位を始め町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。先ず、報告第1号でございます。落石事故による損害賠償の額を定めることにつきましては、八那池の県道上での落石事故に伴う損害賠償の額について、2月5日付で専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。報告第2号の水路転落事故による損害賠償の額を定めることにつきましては、ぎおん祭での水路転落事故について治療が完了したことから損害賠償の額について、2月17日付で専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。同意第1号の教育委員の任命同意につきましては、現在の鷹野智恵委員の任期が3月31日に満了となりますが、引き続き再任をお願いしたいので、その同意をお願いするものです。議案第1号の長野県町村公平委員会共同設置規約の一部変更に関する協議につきましては、新たに中信地域町村交通災害共済事務組合が加入すること等の規約変更をお願いするものです。議案第2号の南佐久郡町村公平委員会共同設置規約の一部変更に関する協議につきましては、事務局を南相木村教育委員会から北相木村教育委員会に変更することについての規約変更をお願いするものです。以上3件につきましては、本日ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。議案第3号の小海町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の改正に伴い、行政指導の際に適用条文を明示すること等の改正を行なうものです。議案第4号の小海町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例を定める条例の制定につきましては、法改正により教育長が特別職と位置づけられたことから、職務専念義務の特例等を定めるため新たに条例を制定するものです。議案第5号の地方教育行政法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、法改正に伴い関係する6条例について廃止、一部改正を一括して条例で定めるものです。議案第6号の小海町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき規準を定める条例の制定につきましては、地方分権一括法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員にかかる基準等について新たに条例で定めるものです。議案第7号の小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する規準を定める条例の制定につきましては、地方分権一括法の規定に基づき、介護予防支援事業の運営等に関する基準について新たに条例で定めるものです。議案第8号の小海町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、

平成 27 年度からの第 6 期の介護保険料等について改正するものです。議案第 9 号から議案第 11 号の介護保険事業関係条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の一部改正に伴い条例を改正するものです。議案第 12 号の小海町保育所条例の一部を改正する条例につきましては、昨年 12 月に保育の必要性の認定に関する条例を制定したことから、保育の実施基準を削除する等の改正を行なうものです。議案第 19 号の平成 26 年度一般会計補正予算(第 5 号)につきましては、予算の総額に 1 億 6,406 万円を追加し、総額を 40 億 7,895 万 9 千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うもので、歳入につきましては、普通交付税が確定したことにより 7,979 万 4 千円増額となり、国庫支出金では地方創生補助金 4,152 万 6 千円を新たに計上したほか土木、雪害対策補助金の精算を見込みました。また、温泉収入の減に伴う諸収入、過疎債充当の精算増など歳入全般にわたり見直しいたしました。歳出につきましては、地方創生事業費としてプレミアム付商品券発行補助 1,210 万円、ふるさと学習定着事業 3,546 万 9 千円など総額 7,744 万 8 千円を新たに計上いたしました。昨年 2 月の雪害による農業用施設再建事業は、繰越事業費で対応できることから、26 年度分 2,549 万円を皆減し、本年度の積雪に対する除融雪費用 2,543 万 1 千円を追加計上するものなどが主な補正内容です。なお、地方創生事業など 8 事業について 27 年度へ繰越を予定しております。議案第 20 号の平成 26 年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、予算の総額に 1,206 万 8 千円を追加し、総額を 5 億 6,170 万 4 千円とするものです。主な補正内容は保険給付費の増額によるもので、支払準備基金残高の全額 425 万 8 千円を繰入いたしました。議案第 21 号の平成 26 年度介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)につきましては、予算の総額から 2,606 万 5 千円を減額し、総額を 6 億 2,566 万 3 千円とするものです。主な補正内容は、介護給付費の減額によるものです。議案第 22 号の平成 26 年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、予算の総額から 4 万 5 千円を減額し、総額を 6,893 万 6 千円とするものです。主な補正内容は、広域連合納付金の減額によるものです。議案第 23 号の平成 26 年度農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、予算の総額から 64 万 2 千円を減額し、総額を 5,062 万 6 千円とするものです。主な補正内容は、精算によるものです。議案第 24 号の平成 26 年度水道事業会計補正予算(第 3 号)につきましては、支出を 100 万円減額し、支出総額を 9,213 万 6 千円とするものです。主な補正内容は、支出で修繕工事費等の精算減が主なものです。以上、本定例会に提案いたしました議案について概要を申し上げます。なお、(仮称)北牧学習館整備事業に

	<p>つきましては、改修工事を進めているところでございますが、一部の資材確保が困難であることと、昇降機の納入が間に合わないことから工期延長等の変更契約議決と、増工等による補正予算、及び県条例の改正に伴う町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を最終日に追加提案する予定でございます。併せて、よろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。提出議案の総括説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ここで11時10分まで休憩といたします。 (ときに10時53分)</p>
<p><u>日程第4 「諸般の報告」</u></p>	
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (ときに11時10分)  日程第4、「諸般の報告」を行います。  議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ及び5ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。  その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
7番議員	<p>ちょっと、議長の報告の中で確認をさせて下さい。5ページの当面の予定の表ですけれども、先ず、3月19日小海中学校卒業式、小海中学校で出席者関係議員とありますね。これ関係議員だけで良いのか、どうか。それともう一点は、25日佐久広域連合議会定例会、出席者全議員とありますが、これは議長だと思っておりますけれども、このままで良いのか、どうか。それから、26日の小海保育所卒園式、小海保育所で出席が関係議員とあります。関係議員だけで良いのか、どうか。それらについては、今日の通知にもありますが、小海保育所の卒園、入園は、ひとつの通知で全議員に来ていると思っておりますけれども、それらの正誤性、それから中学校も入学式等については、全議員あてに来ていると思っておりますが、卒業式が関係議員だけで良いのか、どうか。確認だけちょっとお願いします。</p>
議会事務局長	<p>はい、どうも、すみませんでした。確認させていただきましても、中学校の卒業式は、関係議員ではなくて、全議員という事で、よろしく願いいたします。あと、25日の佐久広域連合議会定例会は、全議員ではなく議長という事で、よろしく願いいたします。あと、保育所卒園式につきましても、関係議員ではなくて、全議員という事でございますので、よろしく願いいたします。あと、27日の佐久消防署本部竣工式につきましては、佐久市で全議員ではなくて、議長のみという事で、よろしく願いいたします。大変間違えが多く失礼いたしました。よろしく願いいたします。</p>

議 長	他にございますか。 以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第5 「行政報告」</u>	
議 長	日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いいたします。 町長、新井 寿一 君
町 長	<p>それでは、議事日程綴りの6ページから8ページまでに記載させていただいておりますけれども、その中から5点行政報告させていただきま す。先ず一点目でございますけれども佐久総合病院本院再構築に係る財 政支援に際しましての南佐久郡町村の要望の回答について、ご報告申し 上げます。昨年12月3日に藤原郡町村会長より長野県厚生農業協同 組合連合会に要望し、1月21日に回答を頂きました。詳細につきましては また、全員協議会の中でご報告させていただきます。厚生連の油井 専務さん、そして佐久総合病院の伊沢統括委員長さん、また、飯島事務 長さん、厚生連の担当の池内さんの4名と郡の町村長で回答をいただき ました内容等について、説明を受け、話し合いを行いました。回答と話 し合いの中で、医師の確保が第一で、それができなければ、要望になか なかお応えができない。これは、産婦人科の関係でございますけれども、 それが現実であるという事でございます。現在、産婦人科の医師は、5 人体制ですが、4月からは、6人体制にしたいという事でございます。 しかし、9人から10人の医師を確保しなければ、本院での産婦人科の 診療は困難であるというお話がございました。ただし、里帰り出産、あ るいは、検診、相談については、平成27年度より実施に向けて前向き な回答を頂きました。引き続き医師の確保に努力して行く体制、姿勢を 確認し、実現できるよう強くお願いいたしました。また、2月11日に 開催されました郡定例町村会において、南佐久郡6ヵ町村で本院の再構 築に補助金3億5千万円については、均等割20%、人口割80%とする 事で合意いたしました。また、2月16日に小海分院で開催されました、 平成26年度の佐久総合病院、老健こみ運営委員会並びに小海分院、 小海診療所懇談会においても、伊沢統括院長より報告がされ、意見を求 めましたが、出席者からはこの件についてのご意見は出されませんでした。 二点目といたしまして、2月26日茨城県大洗町との友好都市協定 書と災害対策支援協力に関する覚書の締結を行いました。議員の皆様方 には、お立会い、大変ありがとうございました。今後、新年度予算にも</p>

	<p>計上しましたが、交流を通して観光、産業、経済、文化、教育、災害対策支援、協力等、幅広い交流を行い、友好関係を推進して参ります。また、山と海、災害支援協定、子供たち、町民と町ぐるみで未永く交流が続き、交流人口の増と町の活性化につなげて参りますので、今後、議会議員の皆様、町民の皆様のご協力、またご理解をよろしくお願いを申し上げます。三点目でございますけれども、松原地区で実施しておりました、わみのやちの伐採事業につきましては、新聞等でも報道されましたが、1月5日に着手し、1月19日に約1haの伐採が完了いたしました。この件につきましては、12月17日の議会全員協議会でも報告、ご協議をいただきましたが、県自然保護課の調査及び現地調査結果の報告会の開催と松原区と県と町で約10ヵ月間協議を重ね、松原区に全伐を留まっていたという経過を踏まえて実施したものでございます。今後も動向あるいは、松原区と協議を継続して参りたいと、このように考えているところでございます。四点目といたしまして、町公民館移転、解体に伴い跡地周辺の活用についてでございます。これらを協議するために土村地区活性化検討協議会を発足させ、平成26年4月より協議を開始し、2月6日に第4回目の協議会の開催をいたしました。これまでもできる事から進めて行くべきとし、旧栄荘の跡に子育て住宅の建設、付近の公有地等土地の有効活用、商店街のあり方、公民館の取り壊し後の活用等を中心に協議を重ねて参りましたが、公民館は、平成28年度に取り壊した後は、若者定住、子育て集合住宅を建築したらどうかと、このような意見が多く出されました。また、駅を中心とする商店街等の活性化については、商工会が今、進めているコンサルタントによる調査結果を待って、協議する事としております。今後、協議の場を継続し、そして土村地区の活性化につなげて参りたい。このように思っているところでございます。五点目といたしまして、平成28年度開催の消防ポンプ操法並びにラッパ吹奏県大会を当町の松原町営グラウンドにおいて開催する事が2月17日に南佐久郡消防協会の会議において決定をいたしました。先程の挨拶でも申し上げましたけれども、消防団と共にしっかり準備を進めて参りたいと、このように思っているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 ほかに、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長           【佐久広域連合議会第4回定例会の報告】 町民課長           【小海町介護保険懇話会の報告】                           【小海町営路線バス運営審議会の報告】</p>

	<p>【小海町国民健康保険運営協議会の報告】</p> <p>【南佐久環境衛生組合第1回定例会の報告】</p> <p>産業建設課長 【小海町上水道運営審議会の報告】</p> <p>子育て支援課長 【結婚推進委員会の報告】</p> <p>                                【子育て支援推進委員会の報告】</p> <p>教育長                      【学校給食運営委員会の報告】</p>
議 長	以上で「行政報告」を終わります。
議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。
<p><u>議案の上程</u></p>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり報告第1号、報告第2号は上程から報告まで、同意第1号及び議案第1号、第2号は、上程から採決まで、議案第3号から第24号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。
<p><u>日程第6 報告第1号</u></p>	
議 長	日程第6、報告第1号、 「専決処分について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
<p>(総務課長説明)</p>	
議 長	説明が終わりました。
<p><u>日程第7 報告第2号</u></p>	
議 長	日程第7、報告第2号、 「専決処分について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。

( 総務課長説明 )	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 8 同意第 1 号</u>	
議 長	日程第 8、同意第 1 号、 「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
( 事務局長朗読 )	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	ただ今、上程されました同意第 1 号、「教育委員会委員の任命同意」につきまして提案理由を申し上げます。鷹野智恵委員が 3 月 31 日で任期満了となりますので、再任をお願いするものでございます。松原在住で鷹野智恵委員の経歴は議案綴りの 6 ページにお示ししたとおりでございます。平成 23 年 4 月 1 日より教育委員となり、これまで教育委員として教育振興に活躍をいただいております。旧佐久町で保育士としてお勤めになり、地域での活躍等その豊富な経験を生かして教育委員としてご活躍をいただいております。安定した教育環境の構築と子供たちの将来にとって、何が一番大切かを常に考え、委員の職に当たっており、教育委員としての適任者でございますので、議会の皆様の任命同意をお願いいたします。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	ちょっと、うる覚えで申し訳ないのですがけれども、前回、鷹野さんが任命された時に子育て中の委員がこの教育委員の中に入っている事が望ましいという事の中で、任命されたというような記憶があるのですがけれども、そういった決まりがあるのか、ちょっと確認をさせていただきたいのですがけれども、お願いします。
町 長	お答えを申し上げます。教育委員を任命するのに対しまして、運営に関する法律がございます。その中の 4 条の中に教育委員の資格として、例えば、ひとつの政党にある者が半数以上居てはいけないとか、そういった条項がある訳ですがけれども、その中のひとつに保護者が 20 歳未満の子どもさんですがけれども、その委員が一人加わってはいないといけないという事が平成 20 年から義務化になったという事で、それまでは、それが



	望ましいという事でごさいましたけれども、それによって4年前に鷹野委員さんをお願いをしたという経過がございます。今、的埜議員さんがおっしゃった通りでございます。以上です。
議 長	他に質疑はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって同意第1号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。
<u>日程第9 議案第1号</u>	
議 長	日程第9、議案第1号、 「長野県町村公平委員会共同設置規約の一部変更に関する協議について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第1号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第1号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。

<u>日程第 10 議案第 2 号</u>	
議 長	日程第 10、議案第 2 号、 「南佐久郡児童生徒就学相談委員会共同設置規約の一部変更について」を 議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(教育長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	ここで 1 時まで休憩といたします。 <span style="float: right;">(ときに 11 時 57 分)</span>
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <span style="float: right;">(ときに 1 時 00 分)</span> 先程 12 時 30 分から議会運営委員および各常任委員長合同会議が開催 されましたので、その結果を議会運営委員長から報告をお願いいたしま す。議会運営委員長 篠原 恒一君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会 の審査日程が決定しましたので、ご報告いたします。 3月16日(月) 午前10時から 民生文教常任委員会 17日(火) 午前10時から 総務産業常任委員会 なお、午前中申し上げましたとおり、両委員会合同の現地視察及び全員 協議会を13日(金)に行う予定でございますので、ご承知おきください。

	<p>また、小海町議会委員会条例の一部を改正する条例の議案を議員発議として、最終日追加上程する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p><u>日程第 1 1 議案第 3 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 1、議案第 3 号、「小海町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(総務課長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。</p>
<p><u>日程第 1 2 議案第 4 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 4 号、</p> <p>「小海町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(総務課長説明)</p>	
議 長	<p>説明が終わりました。</p>
<p><u>日程第 1 3 議案第 5 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 1 3、議案第 5 号、</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議 長	<p>朗読が終わりました。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>

( 総務課長説明 )	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 4 議案第 6 号</u>	
議 長	日程第 1 4、議案第 6 号、 「小海町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の 制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
( 事務局長朗読 )	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
( 町民課長説明 )	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 5 議案第 7 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 7 号、 「小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の 制定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
( 事務局長朗読 )	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
( 町民課長説明 )	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 6 議案第 8 号</u>	
議 長	日程第 1 6、議案第 8 号、 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたし ます。 事務局長に議案の朗読を求めます。
( 事務局長朗読 )	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 7 議案第 9 号</u>	
議 長	日程第 1 7、議案第 9 号、 「小海町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 8 議案第 1 0 号</u>	
議 長	日程第 1 8、議案第 1 0 号、 「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 1 9 議案第 1 1 号</u>	
議 長	日程第 1 9、議案第 1 1 号、 「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 0 議案第 1 2 号</u>	
議 長	日程第 2 0、議案第 1 2 号、 「小海保育所条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 1 議案第 1 3 号</u>	
議 長	日程第 2 1、議案第 1 3 号、 「平成 2 7 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明の途中ですが、ここで 3 時 1 5 分まで休憩といたします。 <span style="float: right;">(ときに 2 時 5 9 分)</span>
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 説明を続けてください。 <span style="float: right;">(ときに 3 時 1 5 分)</span>
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 2 議案第 1 4 号</u>	
議 長	日程第 2 2、議案第 1 4 号、 「平成 2 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題と いたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 3 議案第 1 5 号</u>	
議 長	日程第 2 3、議案第 1 5 号、 「平成 2 7 年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 4 議案第 1 6 号</u>	
議 長	日程第 2 4、議案第 1 6 号、 「平成 2 7 年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 5 議案第 1 7 号</u>	
議 長	日程第 2 5、議案第 1 7 号、 「平成 2 7 年度小海町農業集落排水特別会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 ここで4時30分まで休憩といたします。(ときに4時15分)
<u>日程第26 議案第18号</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに4時30分) 日程第26、議案第18号、 「平成27年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第27 議案第19号</u>	
議 長	日程第27、議案第19号、 「平成26年度小海町一般会計補正予算(第5号)について」を議題と いたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第28 議案第20号</u>	
議 長	日程第28、議案第20号、 「平成26年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に ついて」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。



(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 2 9 議案第 2 1 号</u>	
議 長	日程第 2 9、議案第 2 1 号、 「平成 2 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」 を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 0 議案第 2 2 号</u>	
議 長	日程第 3 0、議案第 2 2 号、 「平成 2 6 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)に ついて」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 1 議案第 2 3 号</u>	
議 長	日程第 3 1、議案第 3 2 号、 「平成 2 6 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 2 議案第 2 4 号</u>	
議 長	日程第 3 2、議案第 2 4 号、 「平成 2 6 年度小海町水道事業会計補正予算(第 3 号)について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 3 3 請願・陳情等</u>	
議 長	日程第 3 3、請願第 1 号及び請願第 2 号を一括して議題といたします。 請願書の朗読は各委員会をお願いいたします。 請願書について補足説明のある方は挙手をお願いいたします。
(補足説明なし)	
議 長	補足説明なしと認めます。
<u>散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 日、月曜日、午前 1 0 時から行います。 これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。  <div style="text-align: right;">(ときに 5 時 4 2 分)</div>